

令和 7 年度

地下水の水質測定結果

令和 8 年 9 月

福 島 県

この測定結果は、水質汚濁防止法第15条第1項の規定に基づき県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視した結果をとりまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

令和7年度は、概況調査として県内を概ね10km四方に区分したメッシュのうち、ローリング方式で選定した24メッシュの各1地点以上で測定したところ、2地点で砒素が環境基準を超過しました。

また、定点方式で選定した有害物質使用等工場・事業場周辺の30地点で測定したところ、環境基準を超過した地点はありませんでした。

要監視項目調査として、ローリング方式で選定した11地点で測定したところ、1地点で全マンガンが指針値を超過しました。

継続監視調査として過去にテトラクロロエチレンなどの有機塩素化合物や硝酸性窒素等が環境基準又は指針値を超過した地点等の水質の推移を監視するため測定した228地点（119地区）のうち、環境基準を超過したのは65地点（44地区）でした。引き続き水質の監視を継続します。

概況調査で環境基準又は指針値超過等があった13地区48地点について汚染井戸周辺地区調査を実施しました。

1 調査内容

(1) 調査期間

令和7年4月～令和8年3月

(2) 調査機関

福島県、福島市、郡山市及びいわき市

表－1 調査機関別地下水の水質測定地点数
〈環境基準項目〉

調査機関		福島県	福島市	郡山市	いわき市	合計
概況調査	ローリング方式	19	1	2	3	25
	定点方式	19	2	4	5	30
継続監視調査		175	28	15	1	219
汚染井戸周辺地区調査		37	0	0	0	37
合計		250	31	21	9	311

〈要監視項目〉

調査機関		福島県	福島市	郡山市	いわき市	合計
概況 調査	ローリング方式	5	1	2	3	11
	定点方式	0	0	0	0	0
継続監視調査		9	0	0	0	9
汚染井戸周辺地区調査		11	0	0	0	11
合計		25	1	2	3	31

※一部地点において、環境基準項目と要監視項目の両方の調査を実施。

(3) 調査種別測定地点及び測定項目

〈環境基準項目〉

ア 概況調査

(ア) ローリング方式

県内を概ね10km四方のメッシュに区分した合計113メッシュを5年程度の周期で調査を実施しており、令和7年度は24メッシュの25地点（7市12町2村）で調査を行いました。測定項目は、環境基準項目（表－2）の28項目です。

(イ) 定点方式

テトラクロロエチレンや鉛等の有害物質を使用又は製造している工場・事業場の周辺30地点（10市8町1村）で調査を行いました。測定項目は、環境基準項目の28項目から工場・事業場の有害物質使用状況等により選定しました。

イ 継続監視調査

平成元年度以降の概況調査等により環境基準を超過した地点、又は環境基準以下で検出され継続監視が必要と判断された地点の経年的な水質を監視するために119地区219地点（13市15町7村）の調査を行いました。測定項目は、環境基準項目のうち汚染の認められた項目等です。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において環境基準以下で検出があった地点や、継続監視調査で新たに環境基準超過が判明した地点等の汚染範囲を確認するため、周辺地区の調査を実施しています。

また、継続監視調査で十分に検出値が低下した場合、調査の終了を検討するために周辺地区の調査を行うこととしています。

令和7年度は、11地区37地点（4市4町2村）で調査を行いました。

〈要監視項目〉

ア 概況調査（ローリング方式）

環境基準項目の調査をした26地点のうち9地点（2市3町1村）及び「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」のみ調査した2地点（1市1村）の計11地点で要監視項目（表－3）の調査を行いました。

イ 継続監視調査

要監視項目のPFOS 及び PFOAについて、排出源となり得る工場・事業場の周辺の9地点（2市1町1村）で調査を行いました。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

環境基準項目と同様に、概況調査で新たに指針値超過等を確認した地点を対象に2地区11地点（2町）で調査を行いました。

地下水の水質調査の流れ

県内の概況把握	評価（環境基準）	汚染範囲の確認	経年変化の調査（次年度以降）
概況調査 (ローリング方式) (定点方式) 継続監視調査	→ 非汚染 → 環境基準以下で検出※	→ 汚染井戸周辺地区調査	→ 継続監視調査
	→ 環境基準(指針値)超過	→ 汚染井戸周辺地区調査	→ 継続監視調査
	→ 3年連続で 報告下限値未満※	→ 汚染井戸周辺地区調査	→ 継続監視調査 継続または終了
	→ 現状維持		→ 継続監視調査 (原則前年度に同じ)
	→ 新たに環境基準超過	→ 汚染井戸周辺地区調査	→ 継続監視調査 (新たな超過分を考慮)

※硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素を除く。

表－2 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、クロロエチレン、1,4-ジオキサン

表－3 要監視項目

クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン（MEP）、イソプロチオラン、オキシ銅（有機銅）、クロタロニル（TPN）、プロピザミド、EPN、ジクロロボス（DDVP）、フェノブカルブ（BPMC）、イプロベンホス（IBP）、クロルニトロフェン（CNP）、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

※ 要監視項目：（項目及び指針値については、資料5「要監視項目に係る指針値」参照）

「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、環境庁（現環境省）が平成5年3月に設定したもの。

2 調査結果の概要

調査結果の概要を表－４に示します。

表－４ 調査結果の概要

〈環境基準項目〉

調査の種類		環境基準超過項目	単位	基準超過地点数 ／測定地点数	超過範囲	環境基準
概況 調査	ローリング方式	砒素	mg/L	2/25	0.011～0.012	0.01
	定点方式	(基準超過なし)		0/30	－	－
		計（実地点数）※	－	2/55	－	－
継続監視調査		カドミウム	mg/L	1/1	0.010	0.003
		砒素		7/16	0.011～0.096	0.01
		総水銀		1/3	0.0008	0.0005
		1,2-ジクロロエチレン		10/123	0.042～0.68	0.04
		トリクロロエチレン		9/133	0.017～0.37	0.01
		テトラクロロエチレン		17/132	0.014～0.42	0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		9/23	12～29	10
		ふっ素		14/60	0.9～3.7	0.8
		ほう素		1/11	2.7	1
		クロロエチレン		7/95	0.0028～0.25	0.002
		1,4-ジオキサン		1/14	0.12	0.05
		計（実地点数）※	－	65/219	－	－
汚染井戸周辺地区調査		鉛	mg/L	1/3	0.022	0.01
		砒素		2/8	0.012～0.020	0.01
		計（実地点数）※	－	3/37	－	－

※調査地点数は、項目間で重複があるため項目毎の地点を合計した数字とは一致しません。

〈要監視項目〉

調査の種類		指針値超過項目	単位	指針超過地点数 ／測定地点数	超過範囲	指針値
概況 調査	ローリング方式	全マンガン	mg/L	1/11	2.0	0.2
	定点方式	(測定なし)		－	－	－
		計（実地点数）	－	1/11	－	－
継続監視調査		(指針値超過なし)	mg/L	0/9	－	－
		計（実地点数）	－	0/9	－	－
汚染井戸周辺地 区調査		全マンガン	mg/L	2/11	0.37～1.7	0.2
		計（実地点数）	－	2/11	－	－

〈環境基準項目〉

(1) 概況調査

ア ローリング方式

25地点のうち2地点で砒素が環境基準を超過しました。

イ 定点方式

30地点で調査を実施し、環境基準を超過した地点はありませんでした。

(2) 継続監視調査

219地点（119地区）のうち65地点（44地区）で環境基準を超過しました。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

37地点（11地区）のうち3地点（3地区）で環境基準を超過しました。

〈要監視項目〉

(1) 概況調査（ローリング方式）

11地点のうち1地点で全マンガンが指針値を超過しました。

(2) 継続監視調査

9地点（4地区）で調査を実施し、指針値の超過はありませんでした。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

11地点（2地区）のうち2地点（1地区）で全マンガンが指針値を超過しました。

汚染井戸周辺地区調査結果の詳細は、表－5のとおりです。

表－５ 汚染井戸周辺地区調査

地区名	調査の経緯、対応等	測定 地点数	環境基準 等超過地 点数	測定項目
西郷村 那須湯本	令和７年度の概況調査（ローリング方式）で、Ａ井戸から砒素が環境基準を超過して検出されました。 汚染井戸周辺地区調査の結果、他に砒素が環境基準を超えた井戸は確認されなかったため、令和８年度以降はＡ井戸について継続監視調査を実施します。	1	1	砒素
只見町 梁取	令和７年度の概況調査（ローリング方式）で、Ｂ井戸から砒素及び全マンガンが環境基準又は指針値を超過して検出されました。 汚染井戸周辺地区調査の結果、砒素については、他に環境基準を超えた井戸は確認されなかったため、令和８年度以降はＢ井戸について継続監視調査を実施します。 全マンガンについては、他１地点で指針値超過を確認したものの、飲用に供する井戸ではなく、かつ周辺には当該項目の使用履歴がある工場が存在しないことから、継続監視調査は実施しません。	5	1	砒素
			2	全マンガン
会津坂下町 長井	令和６年度の要監視項目調査（定点方式）で、Ｃ井戸から指針値（暫定※）（50ng/L）以下でPFOS及びPFOAが検出されました。 汚染井戸周辺地区調査の結果、PFOS及びPFOAが指針値を超えた井戸は確認されなかったため、令和７年度以降、Ｃ井戸の継続監視調査を実施しています。 ※令和７年６月３０日に「指針値（暫定）」から「指針値」に見直しされました。	6	0	PFOS及びPFOA
新地町 杉目	令和７年度の概況調査（ローリング方式）で、Ｄ井戸から砒素が環境基準以下で検出されました。 汚染井戸周辺地区調査の結果、他に砒素が環境基準を超えた井戸は確認されなかったため、令和８年度以降はＤ井戸について継続監視調査を実施します。	2	0	砒素

地区名	調査の経緯、対応等	測定 地点数	環境基準 等超過地 点数	測定項目
南相馬市 小高区大富	令和7年度の概況調査（ローリング方式）で、E井戸から鉛が環境基準以下で検出されました。 汚染井戸周辺地区調査の結果、他に鉛が環境基準を超えた井戸は確認されなかったため、令和8年度以降はE井戸について継続監視調査を実施します。	2	0	鉛
国見町 川内	令和7年度の概況調査（ローリング方式）で、F井戸から1,3-ジクロロプロペンが環境基準以下で検出されました。 汚染井戸周辺地区調査の結果、他に1,3-ジクロロプロペンが環境基準を超えた井戸は確認されなかったため、令和8年度以降はF井戸について継続監視調査を実施します。	3	0	1,3-ジクロロプロペン
須賀川市 岩渕周辺地区	継続監視調査の対象井戸が3年以上連続で報告下限値未満となり、継続調査の終了を検討するため周辺井戸の調査を実施したところ、全ての井戸で報告下限値未満となりました。 このため、当該地区での継続監視調査を終了します。	4	0	六価クロム
会津若松市 千石町	継続監視調査の対象井戸が3年以上連続で報告下限値未満となり、継続調査の終了を検討するため周辺井戸の調査を実施したところ、全ての井戸で報告下限値未満となりました。 このため、当該地区での継続監視調査を終了します。	8	0	クロロエチレン 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン
会津若松市 扇町	令和7年度の概況調査（定点方式）で、G井戸から1,4-ジオキサンが環境基準以下で検出されました。 汚染井戸周辺地区調査の結果、他に1,4-ジオキサンが環境基準を超えた井戸は確認されなかったものの、令和8年度以降は他の項目を対象として実施している継続監視調査に合わせて、G井戸、H井戸、I井戸及びJ井戸について継続監視調査を実施します。	5	0	1,4-ジオキサン

地区名	調査の経緯、対応等	測定 地点数	環境基準 等超過地 点数	測定項目
鏡石町 成田	令和7年度の概況調査（ローリング方式）で、K井戸から鉛が環境基準以下で検出されました。 汚染井戸周辺地区調査の結果、鉛が環境基準を超えたことから、令和8年度以降はF井戸について継続監視調査を実施します。	1	1	鉛
白河市 表郷内松周辺 地区	継続監視調査の対象井戸が3年以上連続で環境基準以下となり、継続調査の終了を検討するため周辺井戸の調査を実施したところ、全ての井戸で環境基準以下となりました。 このため、当該地区での継続監視調査を終了します。	2	0	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
泉崎村 泉崎周辺地区	継続監視調査の対象井戸が3年以上連続で報告下限値未満となり、継続調査の終了を検討するため周辺井戸の調査を実施したところ、全ての井戸で報告下限値未満となりました。 このため、当該地区での継続監視調査を終了します。	4	0	ジクロロメタン クロロエチレン 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン

参考 令和7年度地下水測定結果 基準超過状況〈環境基準項目〉

項 目	概況調査						継続監視調査				汚染井戸周辺地区調査				合計			環境基準 (mg/L以下)
	ローリング方式			定点方式			超過		超過率	超過		超過率	超過		超過率			
	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)			
カドミウム	25	0	0.0	6	0	0.0	1	1	100.0	-	-	-	32	1	3.1	0.003		
全シアン	25	0	0.0	7	0	0.0	5	0	0.0	-	-	-	37	0	0.0	検出されないこと		
鉛	25	0	0.0	11	0	0.0	6	0	0.0	3	1	33.3	45	1	2.2	0.01		
六価クロム	25	0	0.0	10	0	0.0	11	0	0.0	4	0	0.0	50	0	0.0	0.02		
砒素	25	2	8.0	5	0	0.0	16	7	43.8	8	2	25.0	54	11	20.4	0.01		
総水銀	25	0	0.0	6	0	0.0	3	1	33.3	-	-	-	34	1	2.9	0.0005		
アルキル水銀	2	0	0.0	-	-	-	1	0	0.0	-	-	-	3	0	0.0	検出されないこと		
PCB	25	0	0.0	2	0	0.0	3	0	0.0	-	-	-	30	0	0.0	検出されないこと		
ジクロロメタン	25	0	0.0	11	0	0.0	24	0	0.0	4	0	0.0	64	0	0.0	0.02		
四塩化炭素	25	0	0.0	4	0	0.0	6	0	0.0	-	-	-	35	0	0.0	0.002		
1,2-ジクロロエタン	25	0	0.0	9	0	0.0	114	0	0.0	17	0	0.0	165	0	0.0	0.004		
1,1-ジクロロエチレン	25	0	0.0	8	0	0.0	122	0	0.0	17	0	0.0	172	0	0.0	0.1		
1,2-ジクロロエチレン	25	0	0.0	8	0	0.0	123	10	8.1	17	0	0.0	173	10	5.8	0.04		
1,1,1-トリクロロエタン	25	0	0.0	8	0	0.0	128	0	0.0	17	0	0.0	178	0	0.0	1		
1,1,2-トリクロロエタン	25	0	0.0	8	0	0.0	117	0	0.0	17	0	0.0	167	0	0.0	0.006		
トリクロロエチレン	25	0	0.0	8	0	0.0	133	9	6.8	17	0	0.0	183	9	4.9	0.01		
テトラクロロエチレン	25	0	0.0	8	0	0.0	132	17	12.9	17	0	0.0	182	17	9.3	0.01		
1,3-ジクロロプロペン	25	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0	31	0	0.0	0.002		
チウラム	25	0	0.0	3	0	0.0	-	-	-	-	-	-	28	0	0.0	0.006		
シマジン	25	0	0.0	3	0	0.0	-	-	-	-	-	-	28	0	0.0	0.003		
チオベンカルブ	25	0	0.0	2	0	0.0	-	-	-	-	-	-	27	0	0.0	0.02		
ベンゼン	25	0	0.0	2	0	0.0	7	0	0.0	-	-	-	34	0	0.0	0.01		
セレン	25	0	0.0	5	0	0.0	-	-	-	-	-	-	30	0	0.0	0.01		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	25	0	0.0	11	0	0.0	23	9	39.1	2	0	0.0	61	9	14.8	10		
ふっ素	24	0	0.0	15	0	0.0	60	14	23.3	-	-	-	99	14	14.1	0.8		
ほう素	25	0	0.0	12	0	0.0	11	1	9.1	-	-	-	48	1	2.1	1		
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	25	0	0.0	8	0	0.0	95	7	7.4	12	0	0.0	140	7	5.0	0.002		
1,4-ジオキサン	25	0	0.0	6	0	0.0	14	1	7.1	5	0	0.0	50	1	2.0	0.05		
実地点数	25	2	8.0	30	0	0.0	219	65	29.7	37	3	8.1	311	70	22.5	—		

参考 令和7年度地下水測定結果 指針値超過状況〈要監視項目〉

項 目	概況調査						継続監視調査						汚染井戸周辺地区調査				合計			指針値 (mg/L以下)
	ローリング方式			定点方式			超過率			超過率			超過率		超過率		超過率			
	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)		
クロホルム	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.06	
1, 2-ジクロロプロパン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.06	
p-ジクロロベンゼン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.2	
イソキサチオン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.008	
ダイアジノン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.005	
フェニトロチオン (MEP)	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.003	
イソプロチオラン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.04	
オキシ銅 (有機銅)	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.04	
クロタロニル (TPN)	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.05	
プロピザミド	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.008	
EPN	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.006	
ジクロロボス (DDVP)	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.008	
フェノブカルブ (BPMC)	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.03	
イプロベンホス (IBP)	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.008	
クロルニトロフェン (CNP)	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	—	
トルエン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.6	
キシレン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.4	
フタル酸ジエチルヘキシル	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.06	
ニッケル	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	—	
モリブデン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.07	
アンチモン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.02	
エピクロロヒドリン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0004	
全マンガン	7	1	14.3	-	-	-	-	-	-	-	5	2	40.0	12	3	25.0	3	0.0	0.2	
ウラン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.002	
PFOS及びPFOA	11	0	0.0	-	-	-	-	9	0	0.0	6	0	0.0	26	0	0.0	0.0	0.00005		
実地点数	11	1	9.1	0	0	0.0	9	0	0.0	0	11	2	18.2	31	3	9.7	—	—		